

事務連絡
令和2年4月24日

公益社団法人日本バス協会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長

新型コロナウイルス感染症対策下におけるアルコール検知器の取扱いについて

道路運送法令・貨物自動車運送事業法令では、自動車運送事業に係る輸送の安全を確保するため、運転者の変化を見逃すことのないよう、自動車運送事業者に対して乗務前後の運転者への点呼を行い、アルコール検知器の使用による酒気帯びの有無の確認等を実施することが義務づけられているところです。

今般、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、アルコール検知器の使用方法等については、アルコール検知器協議会の知見を踏まえ、下記のとおり留意することが適切と考えられるので、傘下会員に対する周知と併せ、引き続き感染予防を徹底して頂く旨の要請をお願いします。

記

1. アルコール検知器の除菌について

アルコール検知器を介しての感染に関し、新型コロナウイルスのみならず他の感染症については、ストローを使用者ごとに取り替える等により、使用者同士で直接的に接触しないことから、感染する可能性は極めて低いと考えられます。

このため、アルコール検知器を除菌することや、車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底することも一案です。除菌に際しては、機器によって適切な除菌方法が異なることから、自社で使用する検知器のメーカーに問い合わせることが適当です。(※1)

2. アルコール検知器の誤検知の防止について

手指や検知器をアルコールで除菌した直後にアルコール検知器を使用すると、揮発したアルコールにより誤検知する可能性があることから、必要に応じてアルコール検知器協議会の作成したチラシ(※2)を参考にすること、除菌後一定時間を置いてからアルコール検知器を使用すること等の措置を採ることが適当です。

(※1) 問合先については、アルコール検知器協議会ホームページ内に掲載予定です。

(※2) アルコール検知器協議会ホームページ内

「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器の使用にあたっての留意事項」 <https://j-bac.org/topics/2020/95195/>